

伊長寿第 9 2 1 号
令和 8 年 3 月 2 3 日

介護サービス事業所 管理者 様

伊万里市長寿社会課長 力武 益美
(公 印 省 略)

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書等
の提出について (通知)

本市の高齢者保健福祉の向上につきまして、平素から格別の御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、処遇改善加算の算定に当たっては、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）第 4 号イ（2）等に規定する介護職員等処遇改善計画書を作成し、処遇改善加算を算定する介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に対して提出し、根拠資料と併せて 2 年間保存することとなっております。

つきましては、伊万里市が指定する介護サービス事業者で、令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、下記により処遇改善計画書及び体制等状況一覧表等の必要書類一式を市長寿社会課まで提出してください。

各事業者におかれましては、人材確保のため積極的に本加算制度を活用されるとともに、より上位の加算区分の取得に向けたご検討をよろしく申し上げます。

記

1 提出書類

(1) 【法人名●●●●●】(入力用) 別紙様式 2 (加算 計画書) v2.xlsx

- ・基本情報入力シート
- ・別紙様式 2 - 1 (総括表)
- ・別紙様式 2 - 2 (個票 (4、5 月))
- ・別紙様式 2 - 3 (個票 (6 月以降))

※印刷範囲等の設定をしておりますので、極力、電子メールに添付している電子ファイルをお使い頂きますようお願いいたします。

※詳細については、令和 8 年 3 月 1 3 日付け老発 0 3 1 3 第 6 号「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和 8 年度分)」をご確認ください。

(2) 体制等状況一覧表等の必要書類一式 (※新規又は区分の変更がある場合のみ)

2 提出方法 原則として電子メールで提出してください。

3 提出先 kaigo-kyufu@city.imari.lg.jp

※メールの表題 (タイトル) を「【担当者名】令和 8 年度介護職員等
処遇改善計画 (法人名称)」にしてください。

4 提出期限

- (1) 令和7年度から引き続き処遇改善加算を算定する事業所が所属する法人
令和8年4月15日(水)
- (2) 令和8年度4月から初めて処遇改善加算を算定する事業所のみが所属する法人
令和8年4月15日(水)
- (3) 令和8年度6月から初めて処遇改善加算を算定する事業所のみが所属する法人
令和8年6月15日(月)

5 その他

- (1) 令和7年度に当該加算を算定し、継続して算定する場合でも提出が必要です。
- (2) 処遇改善加算の新規取得及び区分を変更する場合は、別途「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。
- (3) キャリアパスの要件に応じて、全ての介護職員に対し、賃金改善を行う方法や就業規則等の内容について、書面等(配付、回覧、掲示)で職員に分かりやすく周知してください。なお、運営指導等の際に、全ての介護職員に周知したことが確認できるように、押印するなど適切に記録してください。
- (4) 介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組に基づき、処遇改善計画書の内容を証明する資料は、市からの求めがあった場合に速やかに提出することを要件として、届出時には添付を求めません。
- (5) 計画書の記載内容の根拠となる資料等については、市長寿社会課から提出を求めた場合に速やかに提出できるよう、適切に保管してください。
- (6) 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら、特別事情届出書の届出が行われていない等、大臣基準告示及び算定要件を満たさない場合や虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合は、既に支給された処遇改善加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は加算を取り消すことがあります。
- (7) 令和8年6月以降の介護職員等処遇改善加算の申請については、通常どおり介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに手続きを行う必要があります。

6 介護給付と総合事業を一体的に実施している場合について

総合事業(訪問型・通所型サービス)を一体的に実施している事業者で、処遇改善計画書の届出先が県である場合は、県へ届出を行うとともに、当該届出の写しを市に提出してください。

【介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A(平成28年4月18日版)】参照。

【問合先】伊万里市長寿社会課 介護給付係
担当：松尾(地域密着型サービス)
前田(総合事業)
白壁(居宅介護支援)
TEL：0955-23-2154(直通)